

(平成29年度新規事業 体験施設等の水草除去支援事業)

マリーナや体験施設等が実施する、 琵琶湖の水草除去 を支援します。

琵琶湖に沖合から大量に漂流する水草や繁茂する水草による腐敗臭、船舶の航行障害などを防止するために、マリーナや体験施設等が実施する琵琶湖での水草除去を支援します。

事業イメージ



支援する内容

水草の除去費用、有効利用や処分に係る費用

事業対象者（実施主体）

琵琶湖に栈橋、斜路、揚降装置のいずれかを有している
マリーナ、体験施設、ホテル等の集客施設

補助率・補助金の上限

補助率 補助対象経費の1/2以内 上限30万円

応募期間

平成29年4月26日（水）から5月25日（木）まで

* 応募状況により、7月以降に第二次募集を行うことがあります。

その他

- ・補助対象とする集客施設は、応募された中から審査のうえ決定します。
- ・水草除去の支援期間は、7月1日～10月31日までとします。



収集



有効利用(たい肥化)



運搬



処分

琵琶湖の水草対策

環境

- ・生活環境改善
- ・生態系保全

土木

- ・流域阻害改善

水産

- ・漁場改善

産業

- ・技術開発支援
- ・ビジネス化

観光

- ・集客、活性化
- ・除去支援

滋賀県、マリーナ・体験施設等との協働による水草対策の推進

お問い合わせ先

滋賀県 琵琶湖環境部 琵琶湖政策課 琵琶湖レジャー対策係

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL : 077-528-3485 / FAX : 077-528-4847

E-mail : dk00@pref.shiga.lg.jp